

お知らせ

1. 当院では、急性期一般入院料4の届出を行っています。また、勤務する看護職員の7割以上が看護師となっています。

当病棟では、1日に15名以上の看護職員（看護師及び准看護師）が勤務しています。なお、時間帯毎の配置は次のとおりです。

朝9時～夕方17時まで：看護職員1人当たりの受け持ち数は4人以内です。

夕方17時～朝9時まで：看護職員1人当たりの受け持ち数は25人以内です。

2. 当院においては、患者様の負担による付添い看護を行っていません。
3. 当院では入院時食事療養（I）の届出を行っており、管理栄養士又は栄養士によって管理された食事を適時・適温で提供しています。

4. 当院では、医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、平成22年4月1日より、領収証の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行することとしました。

また、公費負担医療の受給者で医療の自己負担のない方についても、平成30年4月1日より明細書を無料で発行することとしました。

なお、明細書には使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されますので、その点ご理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は会計窓口にてその旨お申し出下さい。

5. 当院では、感染防止対策部門を設置するとともに、他医療機関とも連携し、院内感染対策防止に取り組んでいます。
6. 当院では、診療内容・生活・入院生活・医療保険・退院・転院等の患者様の相談に応じるため、患者相談窓口として3Fに相談室を設置しています。
7. 当院では、患者様の状態に応じて、28日以上長期処方箋の交付が可能です。
なお、長期処方箋の交付が可能かは病状に応じて担当医が判断いたします。

7. 当院における四国厚生支局長への届出を行っている施設基準は以下の通りです。(令和8年7月現在)

- ・急性期一般入院料4 入院時食事療養/生活療養 (I)
- ・救急医療管理加算
- ・急性期看護補助体制加算 (25:1看護補助者5割以上 夜間50:1)
- ・感染対策向上加算2 (連携強化加算)
- ・患者サポート体制充実加算
- ・診療録管理体制加算2
- ・データ提出加算1
- ・看護職員処遇改善評価料38
- ・外来・在宅ベースアップ評価料 (I)
- ・入院ベースアップ評価料72
- ・地域連携夜間・休日診療料 (院内トリアージ実施体制加算)
- ・救急搬送医学管理料3
- ・夜間休日救急医学管理料3
- ・CT撮影及びMRI撮影
(撮影に使用する機器: 16列以上64列未満マルチスライスCT、1.5テスラMRI)
- ・検体検査管理加算 (I)、(II)
- ・ヘッドアップティルト試験
- ・時間内歩行試験
- ・ニコチン依存症管理料
- ・神経学的検査
- ・長期継続頭蓋内脳波検査
- ・二次性骨折予防継続管理料1、3
- ・がん治療連携指導料
- ・脳血管疾患等(廃用症候群)リハビリテーション料 (II)
- ・運動器リハビリテーション料 (I)
- ・呼吸器リハビリテーション料 (I)
- ・医科点数表第2章第10部手術の通則の16に掲げる手術(胃瘻造設術)
- ・ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術
- ・後縦靭帯骨化症手術(前方進入によるもの)
- ・麻酔管理料 (I)
- ・薬剤管理指導料
- ・電子的診療情報連携体制整備加算3